

国立大学法人弘前大学と公益財団法人環境科学技術研究所との
連携協力に関する包括協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と公益財団法人環境科学技術研究所（以下「乙」という。）は、教育、研究における連携協力に関し、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の理念、特色を基盤に、教育、研究分野で連携協力することにより、相互の研究開発及び人材育成の充実を図ることを目的とする。

（連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）教職員及び学生等の相互交流に関すること。
- （2）研究資料、刊行物及び研究情報の交換等に関すること。
- （3）施設及び設備の共同利用に関すること。
- （4）共同研究プロジェクトに関すること。
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項の連携協力に必要な具体的事項に関しては別に定める。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の際に、いずれからも別段の申出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

2 協定期間にいづれかより解消の申出があった場合は、両者にて協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外の目的で利用してはならない。

ただし、次に掲げる情報は、除外ものとする。

- （1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの又は相手方からの提供を受けた後に、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの又は相手方から提供を受

- けた後に当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後に提供を受けた情報によらず独自に開発したもの
- (4) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が第3条第1項に定める有効期間の満了又は第3条第2項による終了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(その他)

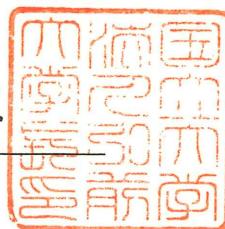
第5条 本協定に定める事項に疑惑が生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の改正の必要がある場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、相互に各1通を保有するものとする。

令和2年10月30日

青森県弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学長

福田真作



青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字家ノ前1-7
公益財団法人環境科学技術研究所 理事長

鳥田義也

